

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

脩身要領

九々日本國生々する臣民は
男女老少と問ず萬世一系の
帝室と奉戴して其恩徳と
仰がざまの事可らず一事

滿天下何今疑々容れ

前半者黨の男女は獨
立自尊の主義と以脩身
處世の要領居て之と賤膺
人をも取分と全うす可
きもな

第五条

前半者黨の男女は獨
立自尊の主義と以脩身
處世の要領居て之と賤膺
人をも取分と全うす可
きもな

第二条

心身の獨立と全うし自即
共身と尊重して人を人の品
位と尊ぶるゝものと獨立

第三条

尊の人事と
自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五条

約束より新文明の社會
の自ら其社會を適する
故乎と得す即ち脩身家
地の法と新すよ必需要す
所以

第六条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第七条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第八条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第九条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第十条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第十二条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第十三条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第十四条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第十五条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第十六条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第十七条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第十八条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第十九条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第二十条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第二十一条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第二十二条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第二十三条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第二十四条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第二十五条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第二十六条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第二十七条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第二十八条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第二十九条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第三十条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第三十一条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第三十二条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第三十三条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第三十四条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第三十五条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第三十六条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第三十七条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第三十八条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第三十九条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四十条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四十一条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四十二条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四十三条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四十四条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四十五条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四十六条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四十七条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四十八条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第四十九条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五十条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五十一条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五十二条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五十三条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五十四条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五十五条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五十六条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五十七条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五十八条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第五十九条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第六十条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第六十一条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第六十二条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第六十三条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第六十四条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第六十五条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第六十六条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第六十七条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第六十八条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第六十九条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第七十条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第七十一条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第七十二条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第七十三条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第七十四条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第七十五条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第七十六条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

第七十七条

自ら努力して自らの食事は
人生獨立の本源耳獨立

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

互に相敬愛して各自獨立
自尊と全く不可

第十九条

結婚は人生の最大事
配偶の選擇最も慎重

一夫一婦の人生を女

は其父母の他、父母より其
子女の他、子女より親子の
愛は真純の親愛として之
を傷つけまい一家幸福の基

第十二条

知不可

第十三条

子女も亦獨立自尊の人
れども其幼時、在て、父母が
教養の責任せき可

子女たゞまは父母の

第十四条

社会共存の道は人々自由に
権利を護り幸福を求むるこ
同時、他人の権利幸福と尊

重にて當たりて犯す事なく以

第十五条

人より文ふる信託不可
己れ人より信して人より己れと

信する人々相信して始めて自
己の獨立自尊と實とする
得べし

第十六条

獨立自尊の人を謂す
には男女共に成人の後より
自から學問と勉の知識と
開發し德性と情養する
心樹立急不可

第十七条

一家の教家次第の相
集り、社会の組織と成
て健全な社会の基
一人一家の獨立自尊の在り

第十八条

訓誨に従て教へ勉勵成長
の後獨立自尊の男女を
て世に立つて素養を成す可
きものなり

第十九条

獨立自尊の人を謂す
には男女共に成人の後より
自から學問と勉の知識と
開發し德性と情養する
心樹立急不可

第二十条

悲と構へ仇と報す、奸
の陋習より卑劣の行為を
恥辱を雪き名譽を全う
する、須く公明の手段と
擇むべし

第二十一条

人は自己の従事する所の業
勞へ忠實ならぬ可らず其
大小輕重無論、怠る者、責
任を怠るものは獨立自尊の
人非ざる

第二十二条

人より文ふる信託不可
己れ人より信して人より己れと

信する人々相信して始めて自
己の獨立自尊と實とする
得べし

禮義作法は教養の意と
表す。人倫文際上の要具徳。
苟のより之を忽不す可矣。

人生の幸福と増すの花は
亦是人間無窮の一才
知る可

敵國を戰ひの義勢アシテ
志シテ可ハシマツす

十九
己れと愛するの情と病
他人に及ぼす其疾苦と輕
減し其福利と増進する
勉ひは博愛の行為

人生の幸福と増すの花は
亦是人間無窮の一才
知る可

敵國を戰ひの義勢アシテ
志シテ可ハシマツす

人にして其福利と増
ひるは博愛の行
間の美德す

博愛の情は同類の人間に
對するよ止ま可らず禽獸
と虐待し又、無益の殺生
を為す。如き人の戒む可也

の男女と往復して其身體生
命財産名譽自由と侵奪せ
んがまゝ仕事も為す是にして
國民の軍事服一國貴
員權才の義務也

敵國を戰ひの義勢アシテ
志シテ可ハシマツす

軍事、服、國費を負擔す
れ、國の立法と參與
國費の用途と監督する
國民の権利す。又其義
朝鮮

執行と帮助、社會の秩序
安寧を維持するの義務を
こものです

二十六日

地球上立國の數少く多く
て各々の宗教言語習俗
殊々その祖も異國人等
是れ同類の人間なれば之
交際には苟も輕重厚薄の
別無可らず獨り自ら尊士
にて他國人と蔑視すとは

卷之三

卷六十四

獨

丈藝の嗜人の品性を高
く精神と操り之を大
にすれば社會の平和を助け

日本國民、男女一同は、
國の獨立、自尊と自持す
が為の、いゝ生命財産賭け

十六
君今代人氏先代而

• 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

て敵國ニ戰ス義務アリ
志可ム

ナニ立条

國法ヲ遵奉スハ國民ナリ

人ナ繼承シテ社會の文明
福利増進シテ之ニ子孫後
世傳シマニ義務アリ

ナニ立条

遵奉スニ止ムズ道人ニ其
執行と幫助シ社會秩序
安寧ヲ維持スニ義務ア
リモ

ナニ立条

地球上立國の數少ナリナ
して各國の宗教言語習俗と
殊ナリ難也其國人ノ量一

ナニ立条

是れ同類の人間ナルニ
ニ文士は苟も輕重厚薄の
別ナリ可ム獨り自ら尊大
リテ他國人ヲ蔑視スハ
獨立自尊の旨ニ反するもの

人世ニ生キ智恩強弱の
差ナリを得ず智強の教と
增一愚弱の教と減一ノ教
育の力に在リ教育は即ち
人に獨立自尊の道と教て
之を躬行實踐する之風
啓ム

ナニ立条

吾々今代の人民ノ先代前

明治二年二月 痛快初年
六月 福澤諭吉

製 補 計 布

明治三十四年一月一日 時事新報
合名會社 業者地圖二十百丁二町福岡市東所行